以下の募集要項は、令和7年度当初予算の成立が条件であり、今後、内容等が変更になることもありますので あらかじめご了承ください。

<2025NEW 環境展に係る共同出展企業 募集要項>

公益財団法人やまぐち産業振興財団

目的

環境およびカーボンニュートラルの流れを新たなビジネスチャンスと捉え、県内中小企業の売込みを支援することで、県内中小企業の持続的な経営への転換と成長・発展の後押しをする。

1 展示会概要

展示会	2025NEW 環境展	
期間	2025年5月28日(水)~5月30日(金)3日間	
会場	東京ビッグサイト(有明) 東展示棟 及び 屋外会場	
	〒135-0063 東京都江東区有明三丁目 10番 1号	
展示会規模	屋内 2,000 小間予定(NEW 環境展/地球温暖化防止展 合計)	
	※屋外会場 150 小間予定	

2 募集内容

24213		
対象企業	県内に主たる事業者を有する中小企業であり、やまぐちエコ市場の会	
	員企業であること。	
募集数	4社程度	
出展方法	当財団が借り上げ開設する山口県ブースへの共同出展	
展示スペース	1 社 1 小間程度のスペース(間口 3.0m×奥行 3.0m 程度)	
	※小間位置や装飾により変動する場合があります。	
負担金	165,000円程度(税込)/1社 ※3m×3m相当の小間代の1/2を基本とする。 (3日間の小間代、基本装飾、机、コンセント、電気使用量(1.0kW以下)等を含む) ※展示会及び小間位置により負担金が異なります。詳細はお問合せください。 ※出展料、全体装飾費用(負担金)及び全体パンフレット作成費以外の経費(出展品・ 試飲試食に要する費用、各ブースで使用する1.0kWを超える電気使用料金、水道工事 費、搬送費、商品説明等に用いる自社チラシやパンフレット、個別の装飾経費、出展者 旅費など)はすべて自社負担となります。	
募集締切	令和7年1月31日(金)	
申込方法	別紙申込書を E-mail または FAX にて申込むこと	

3 参加条件等

(1)参加条件

- ア 展示会は全会期出展すること。
- イブースには説明員を常時配置、積極的に商談すること。
- ウ 展示商談会終了後商談結果について報告すること(直後・半年~1年後)。
- エ 負担金を納付すること。
- オ 展示会出展者説明会に出席すること。
- カ 申込にあたり、別紙の共同出展規約に同意すること。

(2)参加にあたっての注意事項

ア参加者の決定

参加の可否については2月4日までに申込者に連絡する。

イ 参加経費の負担

「2 募集内容 の負担金、参加者負担」へ記載の通り。

ウ 展示会出展内容

ブース内では電気の使用は可能。ただし、無料の使用容量は1ブースにつき1.0kW程度まで。 電気の使用容量の追加が必要な場合は個別対応(有料)。ブース内での、裸火の使用、危険物 の持ち込みは不可。

エ書類の提出

当財団や主催者等から書類等の提出依頼があった場合、締め切りを厳守すること。

オその他

主催者の都合または天災その他不可効力の原因により開催中止、また、開催内容が変更される場合がある。

提出先及び問合せ先

〒754-0041 山口市小郡令和1-1-1 山口市産業交流拠点施設4F

公益財団法人やまぐち産業振興財団

事業支援部 販路開拓支援グループ 寺本、、松田、平山

TEL: 083-902-3722 FAX: 083-902-9010

Mail: jigyo@yipf.or.jp



展示会共同出展規約

【規約の履行】

・出展者は、主催者(以下主催者)が提示する展示会規約等に加え、公益財団法人やまぐち産業振興財団(以下財団)から提示された「展示会共同出展規約」を遵守しなくてはなりません。これらに違反していると財団が判断した場合、財団は、その時期を問わず、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更等を求めることがあります。

【共同出展の取り消し】

- ・以下に該当する場合は、出展申込書受理の如何を問わず、当該企業の出展を取り消します。
 - ①財団が、当事業の開催趣旨に適さないと判断した場合。
 - ②財団が、共同出展の目的や全体の運営を鑑み来場者や他の出展者に著しく影響を及ぼすと判断した場合。
 - ③出展規約に違反すると判断した場合。

【出展費用】

・出展申込後に、天災その他不可効力の原因、財団の判断により出展の取りやめや出展形態の変更などいかなる場合においても、負担金を原則返金しません。なお展示会主催者の都合による開催中止の場合は、主催者から返金が生じた際に、これに準じて負担金の返金を行います。加えて本展示会への参加のために出展者が支出した費用や本展示会の中止等に起因、関連する一切の損害(交通費や宿泊代のキャンセル料等)について、財団はこれを負担しません。

【書類提出】

・出展者は、出展申込提出後に主催者から書類の提出やシステム入力等の対応を求められた際、 指定期日までに確実に提出・対応してください。

【アンケート提出】

- ・展示会終了後、出展者には、出展に関するアンケートに回答いただきます。
- ・アンケート実施時期は展示会終了直後です。

【賠償責任】

- ・財団は、いかなる理由においても、出展者及びその関係者が出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- ・出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

	中込に係る留息事項の遵守 ※必ず署名すること
共同出展規約への同意	
お申込みにあたっては、	共同出展規約を必ずお読みください。

中はかんなるである。

貴社名	注名

「展示会共同出展規約」に記載の内容について理解したうえで同意します

